

令和8年度やまがた^み未来くるエネルギー補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、家庭等における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー等設備の設置を行う者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この補助金の交付を受けて別表の左欄に掲げる再生可能エネルギー等設備（以下「補助対象設備」という。）の設置を行うことをいう。
- (2) 補助事業者 次のいずれかに該当し、補助事業を行う者をいう。
 - イ 山形県内に住所を有し、若しくは有する予定の個人
 - ロ 山形県内に事業所を有する法人（地方公共団体を除く。）又は個人事業主
- (3) 補助対象経費 別表の中欄に掲げる補助金の対象経費をいう。
- (4) 住宅 山形県内において住居として使用され、又は使用される予定の建物をいう。
- (5) 事業所 山形県内において事業の用に供される建物（地方公共団体の所有するものを除く。）をいう。
- (6) 農業用施設 山形県内において農業の用に供される施設をいう。
- (7) 県内施工業者 山形県内に事業所を有する工事業者をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助対象設備のうち蓄電池設備（非FIT型）は、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (1) 国の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の対象製品として執行機関の登録を受けた製品であって、国内メーカー（国外メーカーの日本法人を除く。）の製品であること。
- (2) 蓄電池設備の導入に併せて、新規に太陽光発電設備を導入（増設を除く。）し新たに発電を開始するものであること。かつ、その電気を当該蓄電池設備に蓄電して利用できるものであること。
- (3) 前号の太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のものであって、発電された電気が住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社と電力受給契約（電力受給開始日が令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間の日であるものに限る。）を結ぶもの。）で

あること。

- (4) 補助事業者が自ら使用する住宅又は事業所のために設置するもの（補助事業者が当該住宅又は事業所の所有者でないときは、その設置について当該所有者から書面による承諾を受けているものに限る。）であること。
 - (5) 県内に事業所又は営業所を有する事業者から購入するものであること。
 - (6) 設置工事について、県内施工業者が行うものであって、令和7年4月1日以降に着手し、令和9年1月31日までに完成するものであること。
 - (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないものであること。
 - (8) 蓄電池設備における余剰電力を「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者が提供する買取プランにより売電すること。
- 2 補助対象設備のうち蓄電池設備（卒FIT型）は、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
- (1) 前項第1号、第4号、第5号及び第8号に該当するものであること。
 - (2) 第6条第1項の規定による補助金交付申請書の提出日時時点で太陽光発電設備が既設であり、かつ、当該太陽光発電設備で発電された電気を当該蓄電池設備に蓄電して利用できるものであること。
 - (3) 蓄電池設備について、新たに設置するもの若しくは設備の更新であること。ただし、更新の場合にあっては、過去に当該補助金により同設備の補助を受けていないこと。
 - (4) 蓄電池設備の導入に併せて、パワーコンディショナを更新するものであること。
 - (5) 設置工事について、県内施工業者が行うものであって、第6条第3項の規定による補助金の交付決定の日以後に着手し、令和9年1月31日までに完成するものであること。
- 3 補助対象設備のうち木質バイオマス燃焼機器は、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
- (1) 薪又はチップを燃料とするストーブであって、EN（ヨーロッパ・ノーム）、EPA（米国環境保護庁）等の承認を受けた設備、又は二次燃焼機能を備え、当該承認を受けた設備と同等の水準の環境性能を有する設備であること。
 - (2) 補助事業者が自ら使用する住宅、事業所又は農業用施設に設置（増設を含む。）するもの（補助事業者が当該住宅又は事業所の所有者でないときは、その設置について当該所有者から書面による承諾を受けているものに限る。）であること。
 - (3) 県内に事業所又は営業所を有する事業者から購入するものであること。
 - (4) 設置工事について、県内施工業者が行うものであって、第6条第4項の規定による補助金の交付決定の日以後に着手し、令和9年1月31日までに完成するものであること。ただし、補助事業者がその設置工事を自ら行うことを妨げない。なお、増設の場合で、既設設備の移設を伴うときは、その移設も同時に完成させること。

- (5) 補助対象経費が20万円を超えるものであること。
- 4 補助対象設備のうち地中熱利用装置（地中熱及び空気熱を利用したハイブリッド式装置を含む）は、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
 - (1) 地中熱利用装置（空調装置）にあつては、COP3.0以上のものであること。
 - (2) 地中熱利用装置（融雪装置）にあつては、COP3.0以上又は同等の水準のものであること。（ただし、散水方式による融雪装置を除く。）
 - (3) 補助事業者が使用する住宅又は事業所（事業所にあつては、融雪装置の場合に限る。以下この号において同じ。）のために設置（増設を含む。）するもの（補助事業者が当該住宅又は事業所の所有者でないときは、その設置について当該所有者から書面による承諾を受けているものに限る。）であること。
 - (4) 前項第3号及び第4号本文に該当するものであること。
- 5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付の対象としないものとする。
 - (1) 既使用の製品であるもの。
 - (2) 過去に当該補助金により同設備の補助を受けたもの。
 - (3) 再生可能エネルギー等設備に対し、山形県の他の補助金等の交付を受けるもの。
 - (4) 蓄電池設備にあつては、国等の補助制度の対象となり得るもの。
 - (5) 賃貸借契約に基づき用意するもの。
 - (6) 設備を更新（高性能製品への買い替えを含む。）するもの（ただし、蓄電池設備（卒FIT型）を除く）。
 - (7) 共同購入事業の対象となったもの。

（補助金の額）

- 第4条 補助金の額は、1回の交付の申請につき、補助対象設備ごとに別表の右欄に掲げるところにより算出した額とする。
- 2 補助対象設備を一度に2以上設置する場合であっても、前項の規定により算出した補助金の額を交付額の上限とする。

（蓄電池設備（非FIT型）に係る補助金の交付手続）

- 第5条 蓄電池設備（非FIT型）に係る補助金の交付を受けようとする者は、令和8年11月30日までに、別に定めるところにより、事前申込書に係る書類を添付して、知事が指定する機関（以下「指定機関」という）を経由して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、事前申込書を受け付けた場合は、当該書類の審査を行い、補助対象設備の要件に合致すると認めるときは、受理決定の旨を申込者に通知するものとする。
 - 3 前項の受理決定の通知を受けた者は、補助対象設備と同時に導入した太陽光発電設備によ

る電力受給開始日後30日を経過する日又は令和9年1月31日のいずれか早い日まで（既に電力受給を開始している者は、受理決定通知後30日以内）に、別に定めるところにより、補助金交付申請書（兼事業実績報告書）に関係書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。ただし、第3条第1項に掲げる要件を満たさなくなった場合には、同月31日までに取下げ届を指定機関を経由して知事に提出するものとする。

- 4 知事は、補助金交付申請書（兼事業実績報告書）の提出があった場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象設備の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、速やかに、補助金の交付を決定し、併せて交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。
- 5 補助金の支払は、前項の通知の後に行うものとする。

（蓄電池設備（卒FIT型）、木質バイオマス燃焼機器及び地中熱利用装置に係る補助金の交付手続）

第6条 蓄電池設備（卒FIT型）、木質バイオマス燃焼機器及び地中熱利用装置に係る補助金の交付を受けようとする者は、令和8年11月30日までに、別に定めるところにより、補助金交付申請書に関係書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出は、木質バイオマス燃焼機器に係るものにあつては、住宅、事業所及び農業用施設のそれぞれにつき、1回に限るものとする。また、蓄電池設備（卒FIT型）及び地中熱利用装置に係るものにあつては、設置地点ごとに1回に限るものとする。
- 3 知事は、補助金交付申請書が到達した日（第10条の規定により補正を求めた場合は、当該補正が完了した日）の順に受け付け、当該書類の審査により、補助対象設備の要件に合致すると認めたときは、速やかに、交付決定の旨を申請者に通知するものとする。この場合において、申請者は、当該交付決定の通知を受けた後に、設置工事に着手し、又は補助対象設備が設置された建売住宅の引渡を受けるものとする。
- 4 蓄電池（卒FIT型）の交付決定通知を受けた者は、設置工事が完了し、余剰電力買取開始日後30日を経過する日（設置工事が余剰電力買取開始日後に完了した場合は、設置工事が完了した日後30日を経過する日）又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに、木質バイオマス燃焼機器及び地中熱利用装置に係る補助金の交付決定通知を受けた者は、設置工事の完成の日後30日を経過する日又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに、別に定めるところにより、事業実績報告書に関係書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。
- 5 知事は、事業実績報告書の提出があった場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象設備の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、速やかに、交付すべき補助金の額を確定し、報告者に通知するものとする。
- 6 補助金の支払は、前項の通知の後に行うものとする。

(補助金事前申込額及び交付申請額が予算額に達した場合の取扱い)

第7条 知事は、第5条第1項の事前申込書及び第6条第1項の補助金交付申請書の提出期間中であっても、補助金事前申込額及び交付申請額の合計額が予算額に達した日の翌日以後においては受付を停止する。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、別に定めるところにより、事業計画変更承認申請書に關係書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定を受けた補助金の額の変更を伴う変更
- (2) 補助金交付申請書に添付した事業計画書に記載した工事完成予定日が6か月を超えて延長することとなるもの
- (3) 補助対象設備の変更
- (4) 補助対象経費の30パーセントを超える増減

2 知事は、前項の承認を行う場合においても、交付決定した当初の補助金の額を増額しないものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別に定めるところにより、事業中止（廃止）承認申請書に交付決定通知書を添付して、指定機関を経由して知事に提出し承認を受けなければならない。

4 相続、法人の合併等により補助事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとする場合には、別に定めるところにより、事業承継承認申請書を、指定機関を経由して知事に提出し承認を受けなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 蓄電池設備及びペレットを燃料とする木質バイオマス燃焼機器に係る補助事業者は、山形県が実施するCO₂削減価値創出事業（やまがた太陽と森林（もり）の会）に参加すること。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、令和13年度末まで保管しておかなければならないこと。
- (3) 補助事業の完了後においても、補助対象設備を善良な管理者の注意をもって管理し効率的な運用を図るとともに、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）の期間内において、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (4) 前号の知事の承認を受けようとするときは、別に定めるところにより、財産処分承認申請書を知事に提出すること。
- (5) 知事は、第3号の承認をする場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(手続の代行)

第9条 補助金の交付を受けようとする者及び補助事業者は、補助対象設備について売買契約を締結した事業者（以下「手続代行者」という。）に依頼し、この要綱の規定による申込、申請又は報告の手続を代行させることができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続を誠実に処理するものとし、手続の代行を通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者が偽りその他不正の行為をした疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(交付申請書等の補正)

第10条 知事又は指定機関は、補助金申請書その他のこの要綱の規定により提出された書類に不備があると認めるときは、当該補助金の提出者に対して、補正を求めることができる。

(実態調査への協力)

第11条 知事は、再生可能エネルギー等設備の普及促進を図るため、補助事業者（手続代行者を含む。次項において同じ。）に対し、補助対象設備の使用状況等（太陽光発電設備の発電量等）に関する実態調査への協力を要請することができる。

- 2 補助事業者は、前項の調査について、知事から協力を要請された場合は、これに応じるように努めなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に要領で定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。

別表

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
蓄電池設備 (非F I T型)	蓄電池、電力変換装置 その他の付属機器(蓄 電システム制御装置、 計測・表示装置及びキ ュービクル)に係る経 費	当該蓄電池の初期実効容量(単位は0.1キロワッ トアワーとし、単位未満の端数があるときは、こ れを切り捨てるものとする。以下同じ。)に7万 円を乗じて得た額、補助対象経費の実支出額(消 費税及び地方消費税相当額を除く。)に3分の1 を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があ るときは、これを切り捨てた額)又は40万円のい ずれか低い額
蓄電池設備 (卒F I T型)	同上	当該蓄電池の初期実効容量に3万円を乗じて得 た額、補助対象経費の実支出額(消費税及び地方 消費税相当額を除く。)に6分の1を乗じて得た 額(その額に千円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額)又は20万円のいずれか低い額
木質バイオマス燃焼機器 (ストーブ)(やまがた省 エネ健康住宅認定証を 取得しようとする場合 (ただし、第6条第1項 に規定する補助金交付 申請書の提出時点で住 宅の工事が完了してい ないものに限る。))	機器の設置に直接必 要な経費(設置者が自 ら設置工事を行う場 合は、機器及び工事に 要する原材料の購入 に要する経費に限 る。)	補助対象経費の実支出額(消費税及び地方消費 税相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額)又は24万円のいずれか低い額
木質バイオマス燃焼機器 (ストーブ)	同上	補助対象経費の実支出額(消費税及び地方消費 税相当額を除く。)に3分の1を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額)又は16万円のいずれか低い額
地中熱利用装置 (空調装置)	機器の設置に直接必 要な経費	補助対象経費の実支出額(消費税及び地方消費 税相当額を除く。)に3分の1を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額)又は85万円のいずれか低い額
地中熱利用装置 (融雪装置) (家庭向け)	同上	補助対象経費の実支出額(消費税及び地方消費 税相当額を除く。)に3分の1を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額)又は42万円のいずれか低い額
地中熱利用装置 (融雪装置) (事業者向け)	同上	補助対象経費の実支出額(消費税及び地方消費 税相当額を除く。)に6分の1を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額)又は52万円のいずれか低い額